

かながわ男女共同参画推進プラン
改定素案

～すべての人が個性と力を発揮できる
ジェンダー平等社会へ～

2022（令和4）年9月

目次

I 計画の基本的考え方

1 改定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画期間	1
4 計画の進行管理	1

II 現状と課題

1 男女共同参画をとりまく状況	1
2 個別分野ごとの現状と課題	4
3 重点的に取り組むべき事項	13

III 計画の内容

1 基本目標	15
2 基本理念	15
3 重点目標と施策の基本方向	15

IV 体系図

V 具体的な取組み

重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画	17
重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現	20
重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし	22
重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備	26
重点目標5 推進体制の整備・強化	29

I 計画の基本的考え方

1 改定の趣旨

2018年3月に策定した現行の「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」は、計画期間を5年（2018年度～2022年度）としていることから、男女共同参画に係る近年の状況を踏まえて、より実効性のある取組みを行うため、改定します。

2 計画の性格

プランは、男女共同参画社会基本法第14条に規定された、県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画です。女性活躍推進法の趣旨に資する部分については、同法に基づく都道府県推進計画として位置付けます。

また、県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画です。

3 計画期間

2023年度から2027年度までの5年間とします。

4 計画の進行管理

プランでは、数値目標を設定し、毎年度、その進捗状況について、神奈川県男女共同参画審議会から評価をいただくとともに、それらの結果を年次報告書として取りまとめ、公表します。

II 現状と課題

1 男女共同参画をとりまく状況

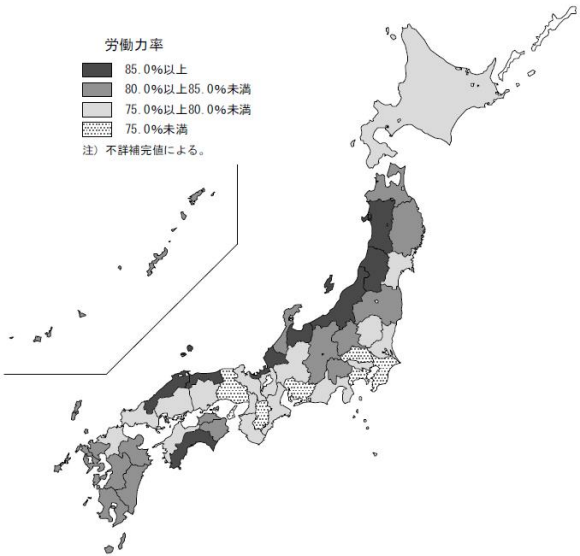
(1) 男女共同参画をめぐる神奈川の特徴

神奈川では、長時間労働や日本一長い通勤時間等により、仕事と家庭の両立は容易ではなく、結婚や出産に伴う女性の就業継続が困難となっています。日本の女性の年齢階級別労働力率は、出産・育児期にあたる30歳代で低下し、その後、再就職することにより上昇するいわゆるM字カーブを描いています。全国的にはM字カーブは改善傾向にありますが、神奈川の場合、就業率が落ち込む35～39歳の女性の労働力率は全国第46位となっています。このような状況は、育児をしながら就業を継続する難しさを表しており、全国と比較して、未婚率が高く、晩婚化・晩産化の傾向も見られます。また、女性の就業継続の難しさはそのキャリア形成を阻むことにもつながっています。

- 長時間労働（全国 6 位）
- 長時間通勤（全国 1 位）
- 三世帯同居率（全国 44 位）



結婚・出産に伴う女性の就業継続が困難
 ⇒M 字カーブの底の値 全国 46 位
 ⇒女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差（25～44 歳）全国 46 位



【図 1 女性の 35～39 歳の労働力率(都道府県別)】

未婚率（25～39 歳）	男性全国 2 位、女性全国 6 位
平均初婚年齢	男性全国 46 位、女性全国 45 位
第 1 子出生時の母の平均年齢	全国 46 位
合計特殊出生率	全国 41 位

【出典：（労働力率）2020 年国勢調査結果
 （その他）地域少子化・働き方指標（第 4 版）】

(2) 国際的な動向

諸外国における男女共同参画は進んでおり、世界経済フォーラムが公表した「ジェンダーギャップ指数」では、日本は 146 か国中 116 位となっています。持続的な開発目標 (SDGs) においては、ジェンダー平等の実現及びジェンダー主流化は、分野横断的な価値として SDGs のすべてのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組みにおいて常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要であることが示されています。

ジェンダー：
 生物学的性別（セックス）に対し、社会的・文化的に形成された点に着目して「性別」に言及するために用いられる表現

ジェンダー平等：

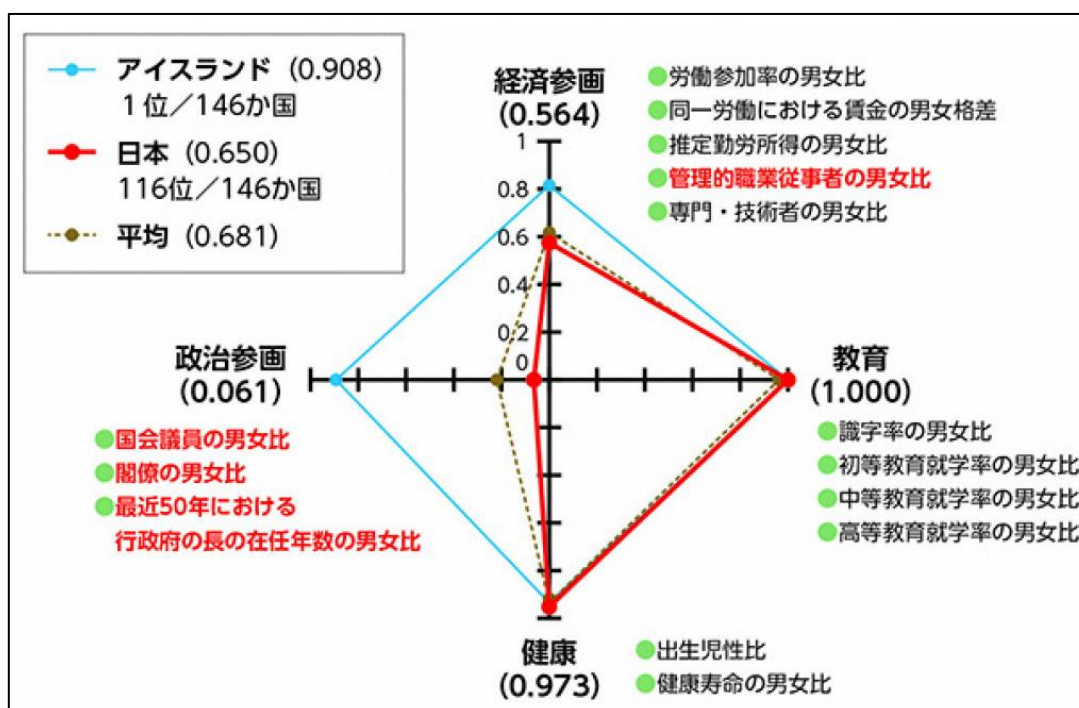
「男女共同参画」と比べ、次の意味を内包することが特徴

- ①性別による不平等や不均衡は社会的な構造に起因する
- ②LGBT等の性的マイノリティを内包する

ジェンダー主流化：

あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、すべての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。

【図2 日本のジェンダーギャップ指数】

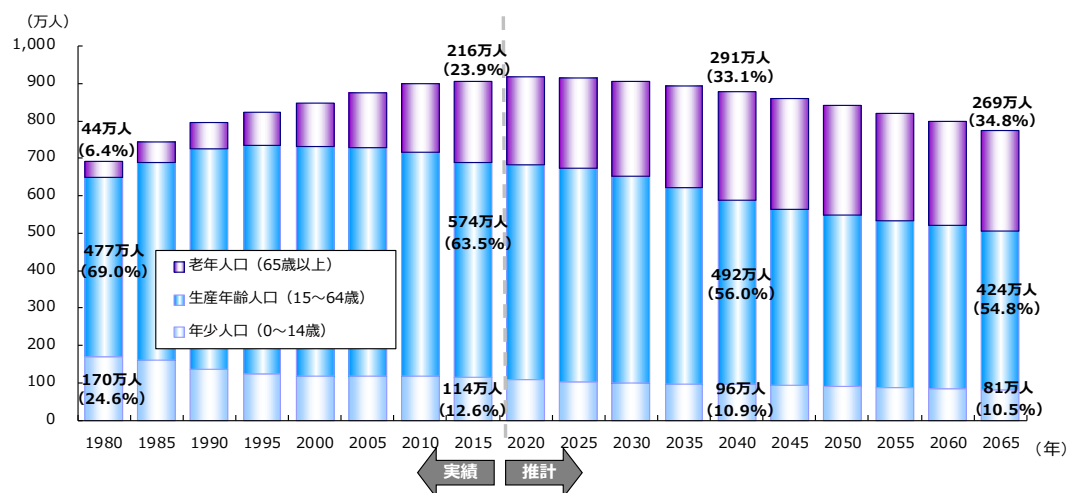


【出典：内閣府男女共同参画局「共同参画」2022年8月号】

(3) 今後の社会の変化

県の総人口は、2021年10月に、統計開始以降初めて前年同月と比べて減少に転じ、それ以降も同様の傾向が続いていることから、人口減少局面に入ったと考えられます。さらに、2020年の県の老年人口（65歳以上の人口）の割合は25.6%、生産年齢人口（15～64歳の人口）の割合は62.4%でしたが、県の将来人口推計によると2065年にはそれぞれ34.8%と、54.8%になると見込まれています。こうした人口減少及び人口構成の変化は、経済、医療・介護、地域社会に大きな影響を与える恐れがあります。

【グラフ1 年齢3区分別の人口推計（神奈川）】



※2015年までの実績値は国勢調査結果。
 ※年齢3区分別の割合は、年齢不詳を除いて算出。

(県政策局作成)

さらに、グローバル化やデジタル化が一層進展することで、働き方や暮らし方にも変化が生じることも考えられます。

男女共同参画の推進に当たっては、今後の社会の変化を見据えるとともに、このような変化が男女共同参画に資するものとなるように、取組みを検討していく必要があります。

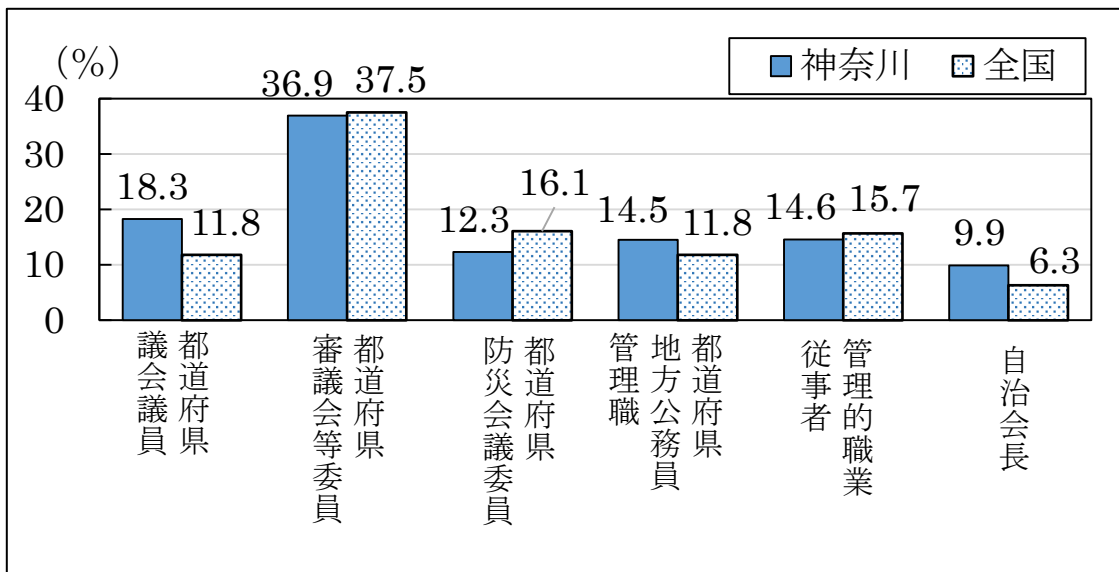
2 個別分野ごとの現状と課題

(1) 女性の参画と活躍をめぐる状況

2020年12月に決定した国の第5次男女共同参画基本計画においては、「2030年代には誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す」としており、そのための通過点として、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」としています。

神奈川においても、女性の参画は未だ十分とは言えません。人口の半分を占める女性の意思が広く社会に、公平に反映されていくために、政治や経済を始め、社会のあらゆる分野で、女性の参画やリーダーの育成・輩出が求められています。

【グラフ2 様々な分野における女性の参画（神奈川・全国）】



【出典：（都道府県審議会等委員）地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（2021年度）、（その他）都道府県別全国女性の参画マップ（2022年8月作成）を基に県共生推進本部室作成】

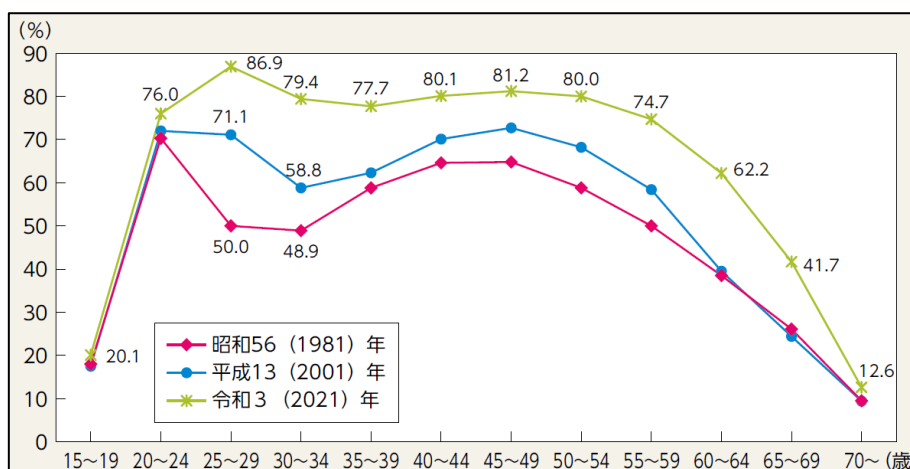
(2) 女性の就業をめぐる状況

全国的に、近年M字カーブは改善傾向にありますが、前述のとおり、神奈川の場合、就業率が落ち込む35～39歳の女性の労働力率は全国第46位と他の都道府県と比較して低い状況が続いています。

一方、県が2021年度に実施した県民ニーズ調査では、女性が職業をもつことについて、「ずっと職業を続ける方がよい」との回答が、過去の調査に比べ大きく増加しています。

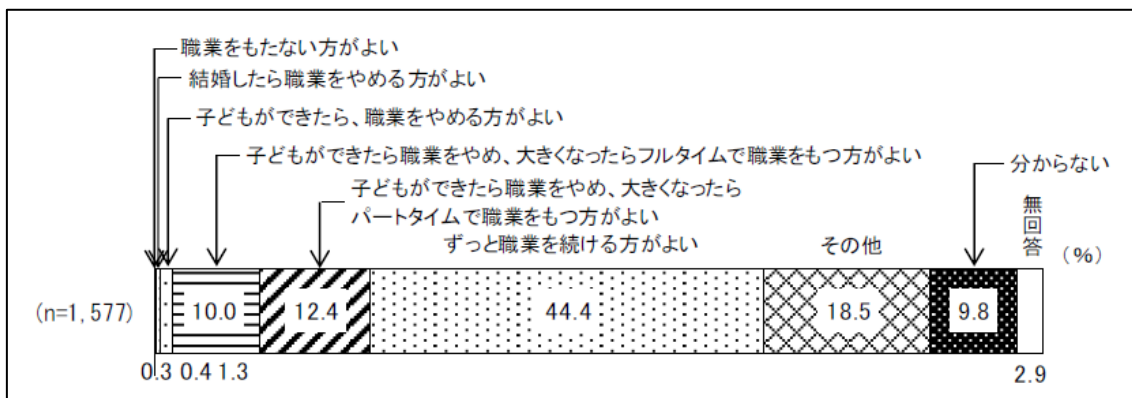
希望する方が就業を継続できるよう、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進、男性の家事・育児等への参画に係る取組みが必要です。

【グラフ3 女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）の推移（全国）】



【出典：2022年版男女共同参画白書】

【グラフ4 女性が職業をもつこと（神奈川）】



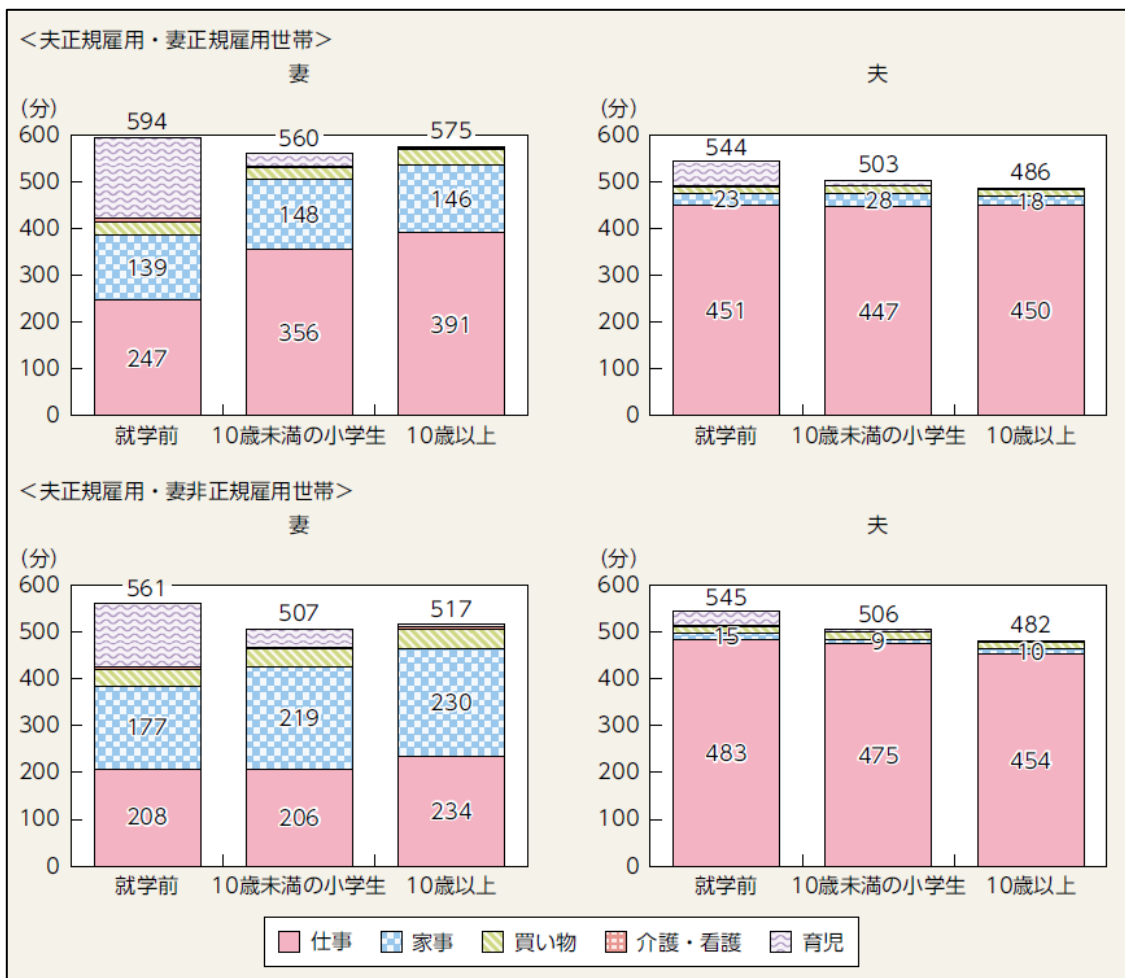
【出典：2021年度県民ニーズ調査（第1回課題調査）】

(3) 働き方とワーク・ライフ・バランスをめぐる状況

性別・年齢にかかわらず、誰もが、家庭や職場、地域等において、育児期、中高年期といった人生の各段階で多様な生き方を選択し、充実した生活を送るためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が重要ですが、神奈川では、前述のとおり、日本一長い通勤時間に加え、長時間労働が全国6位となっているなど、仕事の比重が過大な状況にあります。

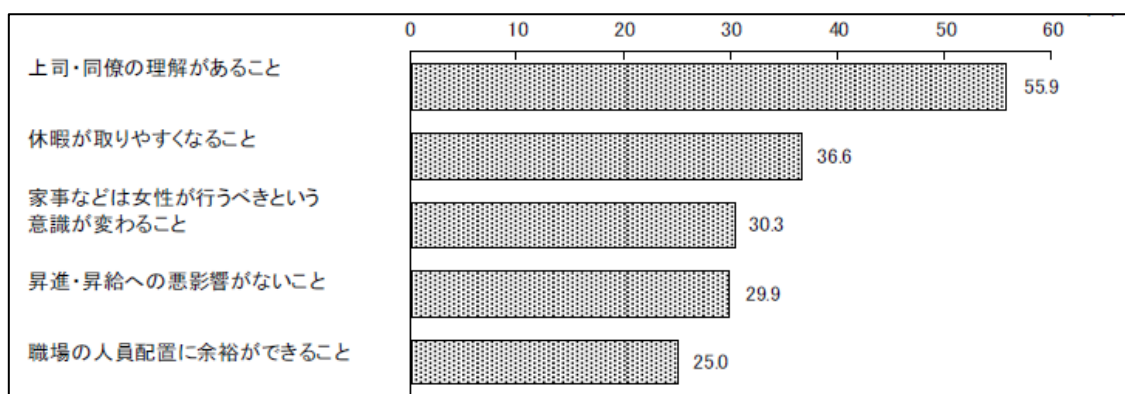
このような長時間労働は、男性の家庭生活への参画を阻み、結果として家事・育児等に関する女性の負担を増加させています。県民ニーズ調査においても、男性が家事や育児などにかかわるために必要なこととして、「上司・同僚の理解があること」「休暇が取りやすくなること」が上位となっており、男性自身の意識改革だけではなく、働き方の見直しやテレワーク等の多様な働き方の推進が求められています。

【グラフ5 夫婦の仕事時間、家事・育児関連時間（末子の年齢別）／共働き世帯（全国）】



【出典：2022年版男女共同参画白書】

【グラフ6 男性が家事や育児などにかかわるために必要なこと（上位5位）（神奈川）】

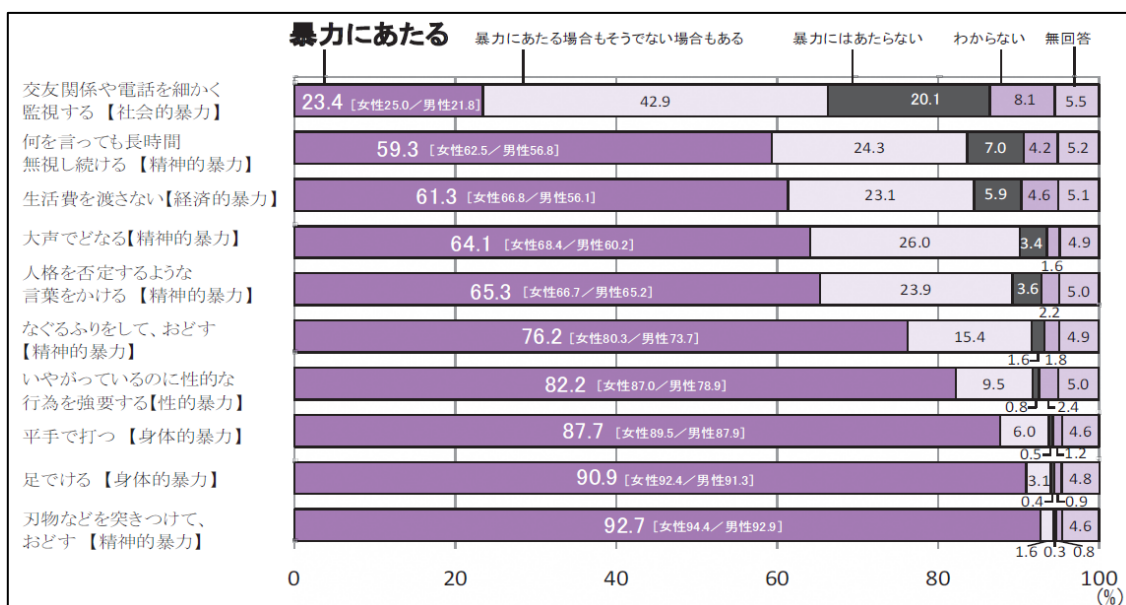


【出典：2021年度県民ニーズ調査（第1回課題調査）】

(4) 配偶者等からの暴力をめぐる状況

配偶者等からの暴力は、外部からの発見が困難な場において行われることが多いため、潜在化しやすく、被害が深刻になりやすいという特性があります。県民ニーズ調査において、夫婦間の暴力に該当する10の行為について、暴力として認識しているか聞いたところ、総じて女性より男性の方が割合が低くなっており、社会的暴力や経済的暴力に対する認識は、身体的暴力等と比較して割合が低くなっています。

【グラフ7 夫婦間での暴力行為における暴力としての認識（神奈川）】



【出典：2017年度県民ニーズ調査（課題調査）】

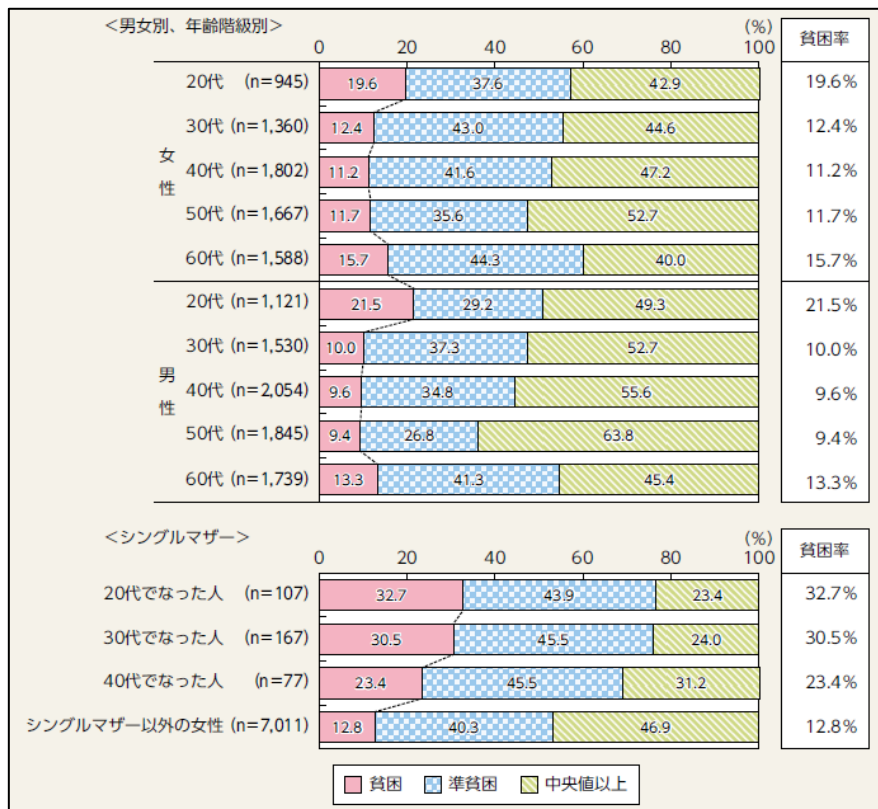
(5) 困難を抱える女性等をめぐる状況

貧困率を年齢階級別に見てみると、20代では男性の方が貧困率が高く、30代以降は女性の方が貧困率が高くなっています。また、シングルマザーは、それ以外の女性と比べて、貧困率が高く、若い年代でシングルマザーとなった人の方が貧困率が高くなっています。その理由としては、育児等の両立のため、無業もしくは非正規雇用を選んでいる（いた）、また、そのような働き方の積み重ねの結果として、経済的基盤が弱いなど、女性ならではの貧困に至る背景があります。

また、障がいのある方や外国人の方については、日常生活や就業の場における制約が重なり、複合的に困難な状況に置かれる場合があります。

様々な生活上の困難を抱える人々が、安心してくらししていけるようにするためには、それぞれの困難に応じた支援が必要です。

【グラフ8 貧困率（男女別、年齢階級別、シングルマザー）（全国）】

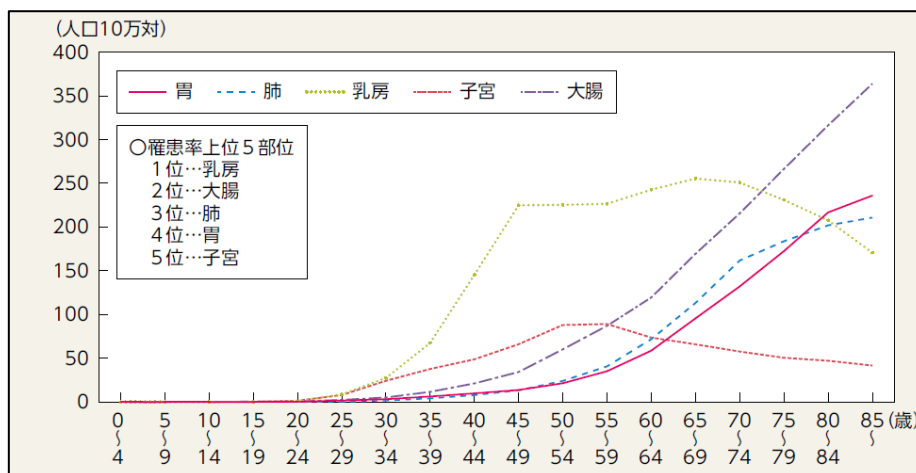


【出典：2022年版男女共同参画白書】

(6) 男女の健康をめぐる状況

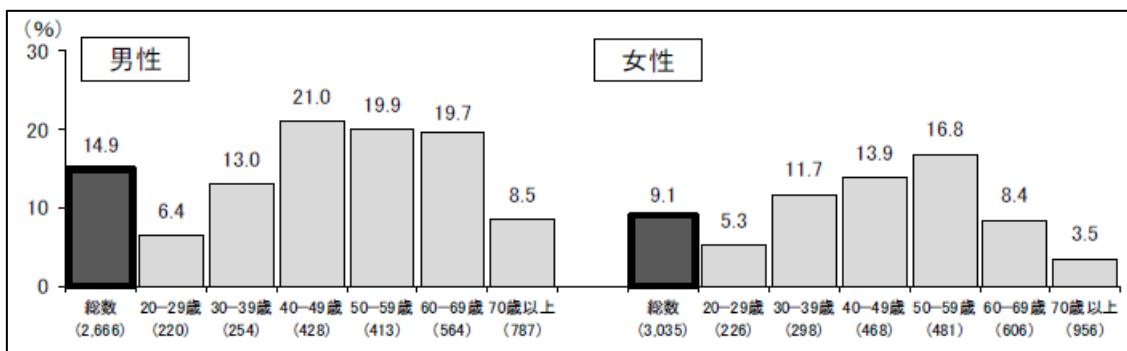
年齢により変化する女性ホルモンの影響を受ける女性は、妊娠や出産等のライフイベントや、思春期から更年期等のライフステージに応じたからだの変化を経験する可能性があります。一方、男性は、女性に比べて、生活習慣病の原因となる喫煙、飲酒やメタボリック・シンドローム該当者の割合が高くなっているほか、自殺者が多い傾向があります。

【グラフ9 女性の年齢階級別がん罹患率（全国）】



【出典：2022年版男女共同参画白書】

【グラフ10 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合（20歳以上、性・年齢階級別）（全国）】

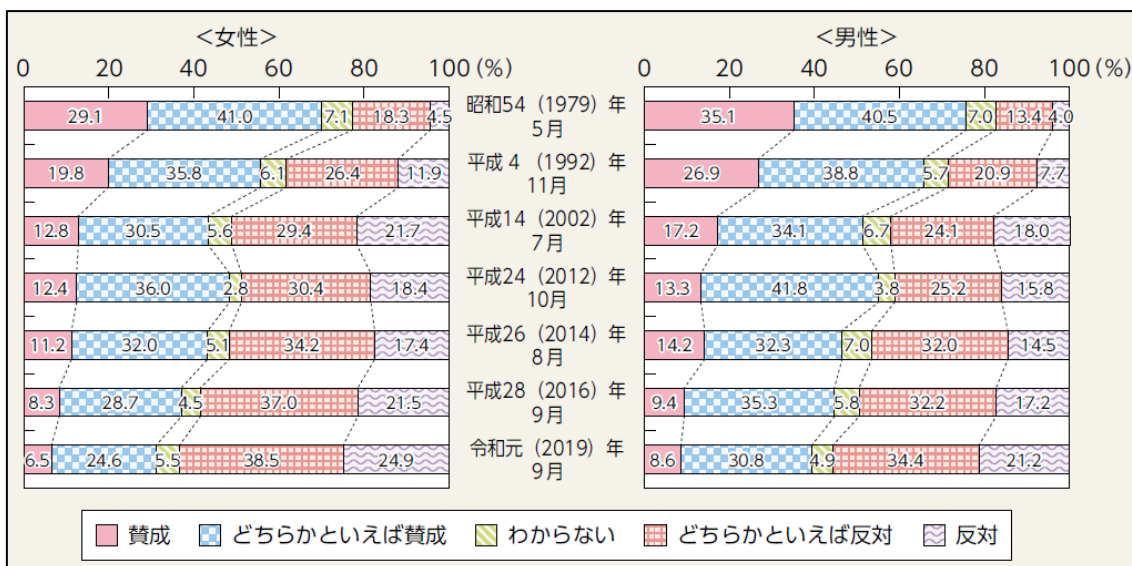


【出典：2019年国民健康・栄養調査】

(7) 性別による役割分担意識

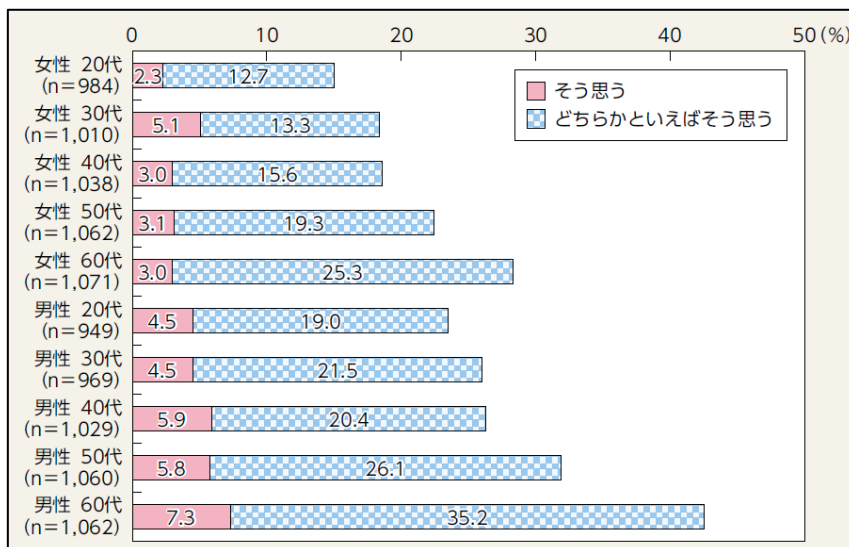
性別によって固定的に役割を分けて考える「固定的な性別役割分担意識」は、近年減少傾向にあるとする調査結果もありますが、未だに根強く、男女共同参画を阻む要因となっており、引き続き、解消に向けた取組みが必要とされています。

【グラフ11 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化（全国）】



【出典：2022年版男女共同参画白書】

【グラフ 12 性別役割分担意識（男性は結婚して家庭をもって一人前だ）（全国）】

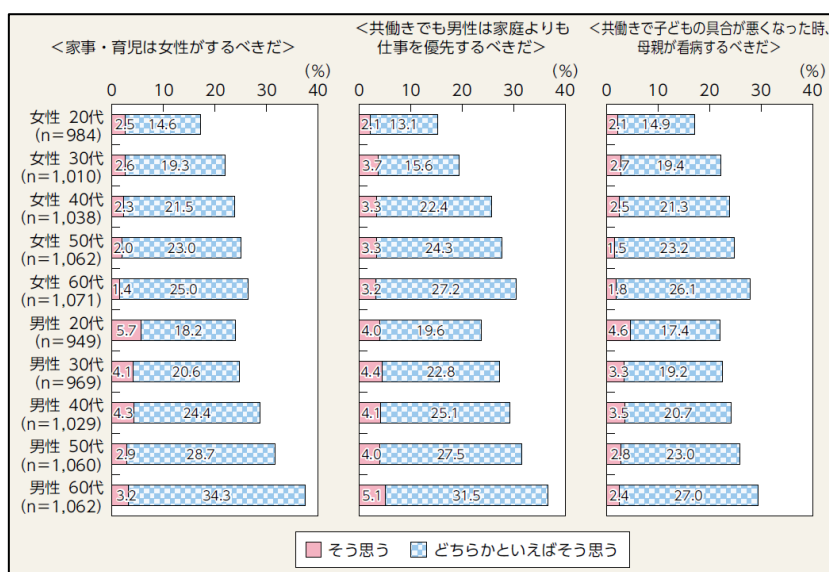


【出典：2022 年版男女共同参画白書】

(8) 若年層の意識

内閣府の「令和3年度性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」家事・育児や働き方に関する項目の調査について、他の年代と比べて、20代の男性で「そう思う」と回答した割合が高く、このことから、20代男性の固定的役割分担意識の肯定感が高いことがうかがえ、女性との意識の差が大きいという結果が出ています。固定的な性別役割分担意識に縛られず、それぞれの個性と適性に応じた自分らしい人生を選択していくためには、社会において様々な生き方があることを示す多様なロールモデルの情報提供が必要です。

【グラフ 13 性別役割分担意識（性・年代別）（全国）】

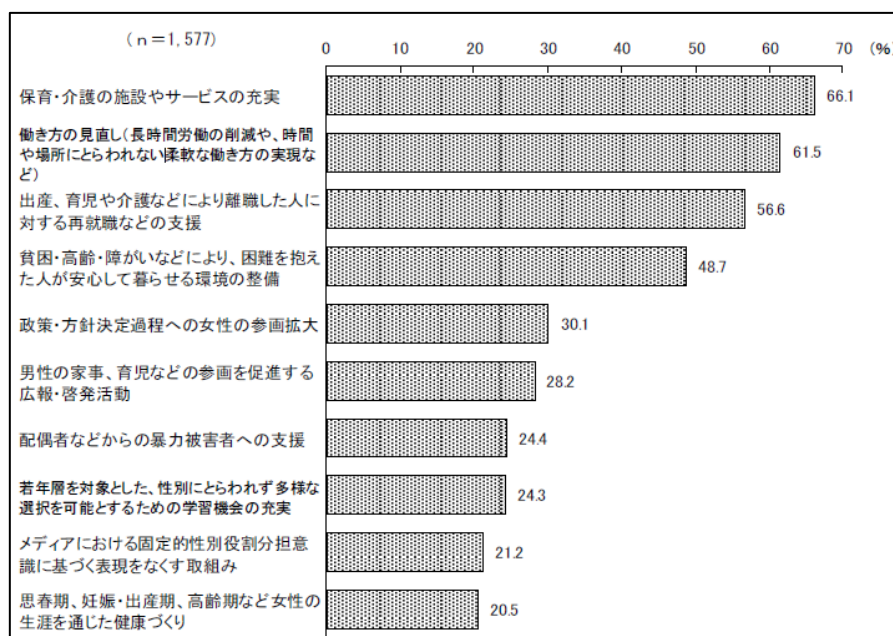


【出典：2022 年版男女共同参画白書】

(9) 男女の育児・介護をめぐる状況

女性の就業継続をはじめ、男女共に多様な生き方を選択できる社会を実現するためには、育児・介護の基盤整備は不可欠です。県民ニーズ調査でも、男女共同参画社会の実現のために力を入れるべき施策として、「保育・介護の施設やサービスの充実」の回答が最も多くなっています。

【グラフ14 男女共同参画社会の実現のために力を入れるべき施策(上位10位)(神奈川)】



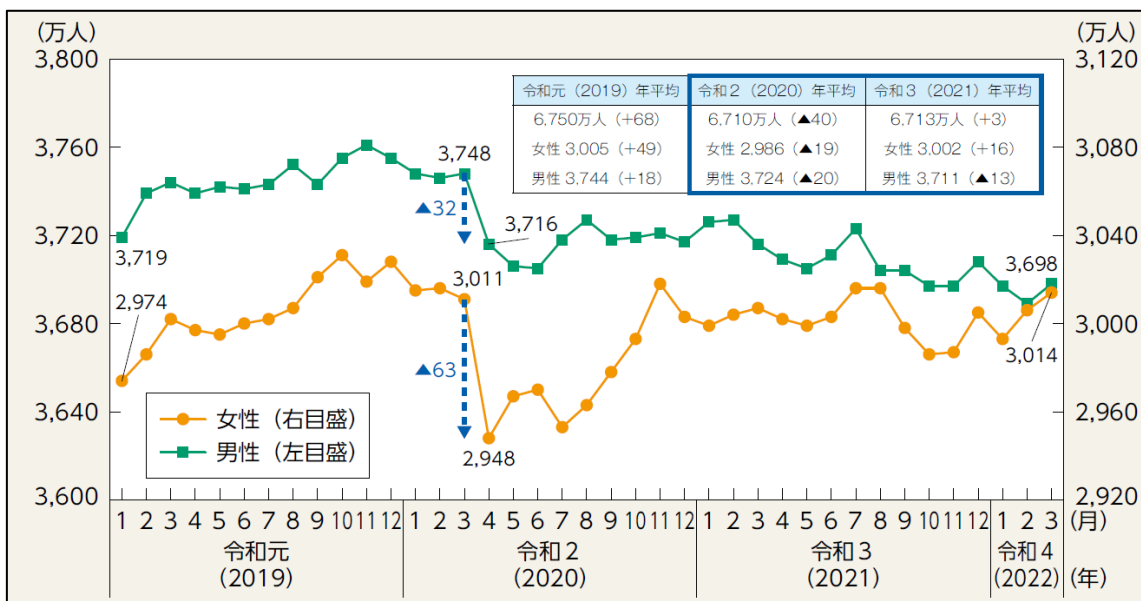
【出典：2021年度県民ニーズ調査(第1回課題調査)】

(10) 新型コロナウイルス感染症の影響

内閣府男女共同参画局が設置した「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」の報告書によると、新型コロナウイルス感染症の拡大は、雇用面や生活面で女性に大きな影響を及ぼしました。飲食・宿泊業等の女性の多い産業に大きな打撃を与え、それらの産業は非正規雇用労働者の割合が高く、さらにその非正規雇用労働者には女性が多いことが背景にあります。また、自殺者数は依然として男性の方が多いものの、前年比では女性が大きく増加しました。

こうした女性への深刻な影響の根底には、平時において男女共同参画が進んでいなかったことがあり、それがコロナの影響により顕在化したと指摘されています。

【グラフ 15 コロナ下の女性への影響（就業者数の推移）（全国）】



【出典：2022年版男女共同参画白書】

【グラフ 16 コロナ下の女性への影響（自殺者数の推移）（全国）】

令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年
<u>20,169人</u>	<u>21,081人 (+912)</u>	<u>21,007人 (▲74)</u>
女性 6,091	女性 7,026 (+935)	女性 7,068 (+42)
男性 14,078	男性 14,055 (▲23)	男性 13,939 (▲116)

【出典：2022年版男女共同参画白書】

3 重点的に取り組むべき事項

1、2に示した神奈川の男女共同参画をめぐる状況を踏まえ、次のような視点から重点的に取り組む必要があります。

(1) 政治分野を始め、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、女性活躍に向けて、さらなる取組みが必要です。また、理工系分野や環境分野等、あらゆる分野に女性の参画を促進する必要があります。男性については、固定的な性別役割分担意識等の解消や働き方改革等を通じて、家庭・地域活動への参画を促進する必要があります。

【→p.19「重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画」へ】

(2) 働き続けることを希望する女性が、出産や育児・介護等により就業を中断することなく働き続けることができるようキャリア形成の視点を持って支援するとともに、職場に

における男女共同参画を促進する必要があります。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため、長時間労働を是正し、育児・介護をはじめ、個人の置かれた状況に応じて、多様な働き方が選択できるようなワークスタイルを推進する必要があります。

〔→p.22「重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現」へ〕

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律や2022年に成立した困難な問題を抱える女性への支援に関する法律等に基づき、配偶者等からの暴力の未然防止、被害者への支援に引き続き取り組むとともに、生活上の困難に陥りやすい女性等が、安心してくらすことができるよう、それぞれの実情に応じた支援を行う必要があります。また、人生100歳時代において、誰もが健康に生き生きとくらしをいけるよう、生涯を通じた健康支援を行うとともに、大規模な災害時に男女共同参画の視点が特に重要となる防災・復興分野における取組みを推進する必要があります。

〔→p.24「重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし」へ〕

(4) 「男は仕事、女は家庭」に象徴される「固定的な性別役割分担意識」や「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」については、(1)から(3)に記載した男女共同参画社会の実現を阻む共通の課題となっています。今後ともその解消に向けて、意識改革を図っていくとともに、将来を担う子どもや若者が、性別にとらわれずに、将来を見通した自己形成ができるよう、若い世代への意識啓発を充実していく必要があります。また、男女共に多様な選択が可能となるよう、育児・介護等の社会的な基盤整備を行う必要があります。

〔→p.28「重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備」へ〕

(5) 市町村やNPO、民間企業等との連携・協働により、推進体制を強化する必要があります。また、すべての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むジェンダー主流化と、男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するためのジェンダー統計を推進するとともに、データの見える化などにより、施策の進捗状況を適切に進行管理する必要があります。

〔→p.31「重点目標5 推進体制の整備・強化」へ〕

Ⅲ 計画の内容

1 基本目標

～すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へ～

男らしさ、女らしさを強制されず、それぞれが個々人の力に見合った働き方や生き方を実現し、生きづらさが解消された社会である「ジェンダー平等社会」の実現をめざします。

2 基本理念

県は、ジェンダー平等社会をめざして、次の4つの基本理念に基づき、市町村、NPO、民間企業等との連携を図りながら、当事者目線に立ち、施策を遂行していきます。

I 人権の尊重

性別（※）による権利侵害や差別を受けず、すべての人が個人の力を発揮できるようにすること

II あらゆる分野への参画

社会のあらゆる分野で、すべての人が性別（※）にかかわらず意思決定過程に共同して参画できるようにすること

III ワーク・ライフ・バランスの実現

すべての人が、多様で柔軟な働き方等を通じて、仕事と家庭生活との両立ができるようにすること

IV 固定的な性別役割分担意識等の解消

性別（※）による固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれず、社会のあらゆる活動においてすべての人が個性や適性に応じた自由な選択ができるようにすること

※「性別」には、男女に限らず、すべての性自認を含みます。

3 重点目標と施策の基本方向

各種課題を踏まえるとともに、国の「第5次男女共同参画基本計画」等を勘案し、次の5項目を重点目標として、施策に取り組みます。

重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

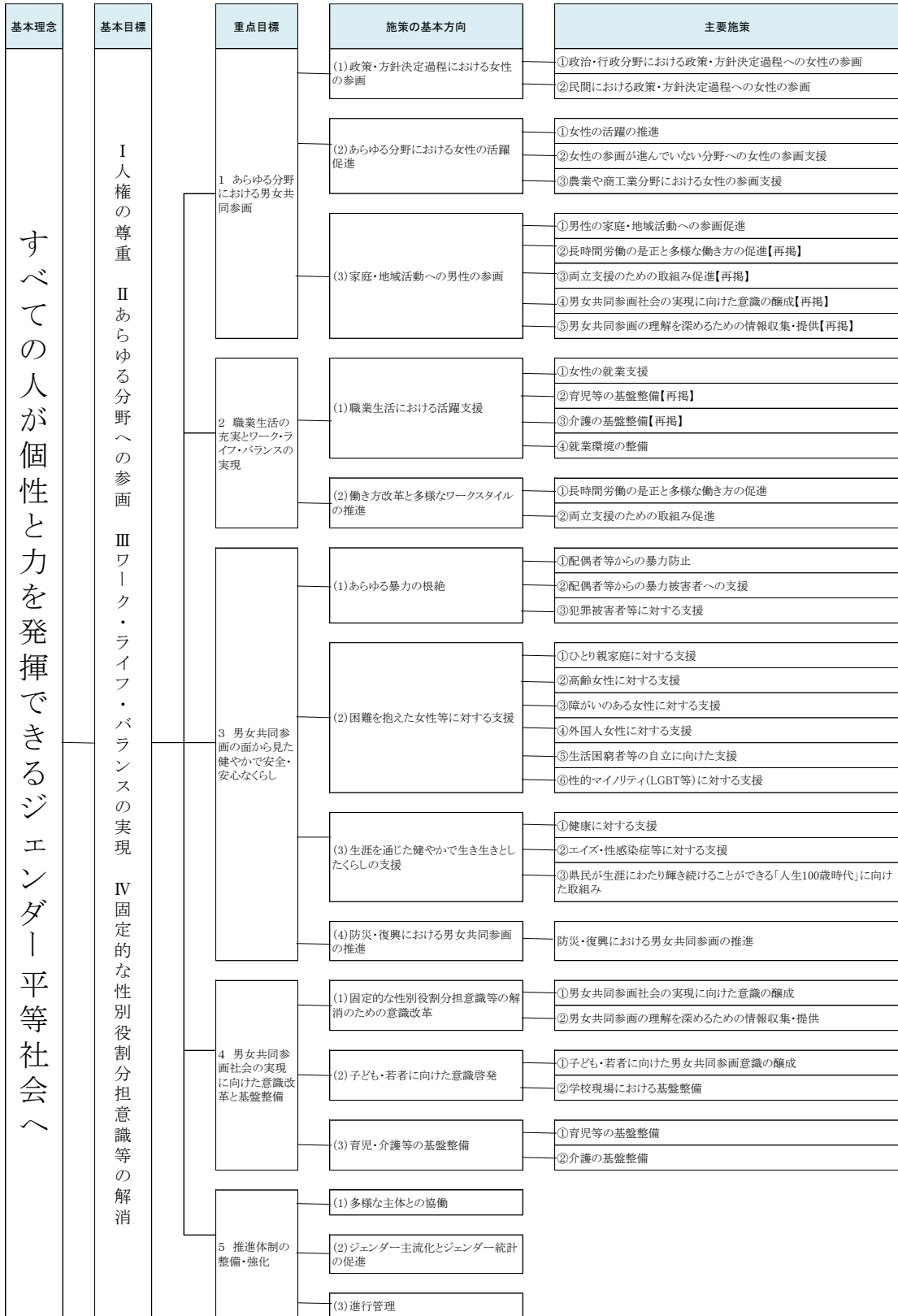
重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

重点目標3 男女共同参画の面からの見た健やかで安全・安心な暮らし

重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

重点目標5 推進体制の整備・強化

IV 体系図



V 具体的な取組み

重点目標 1

あらゆる分野における男女共同参画

男女共同参画を一層進めるため、あらゆる分野における女性の活躍を促進するとともに、家庭・地域活動への男性の参画をめざします。

施策の基本方向1 政策・方針決定過程における女性の参画

女性の人材育成や、審議会等における女性の登用を進めることなどにより、政治・行政分野や民間企業等における政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

■ 主要施策

①政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画

- ・政治分野における男女共同参画を推進します。
- ・政策の立案・方針決定の場への女性の参画を促進するため、女性の政策立案能力の向上を支援する講座を実施します。
- ・男女の意見を均等に政策形成の場へ反映させるため、審議会等委員への女性の登用を促進するとともに、県職員の女性の職域拡大や登用促進など県庁内の取組みを推進します。

②民間における政策・方針決定過程への女性の参画

- ・女性を対象としたマネジメント能力の向上を支援するセミナー等を実施します。

■ 数値目標

目標	現状値（年度）	目標値（年度）
管理職に占める女性の割合（知事部局等）	18.6% (2022)	25% (2025) ※
県の審議会等における女性委員の割合	38.8% (2021)	40.0%を超えること (2023)
参考数値	現状値（年度）	
地方議会における女性議員の割合	①18.3%	
①県議会	②22.9%	
②市区議会	③24.1%	
③町村議会	(2020)	
市町村の審議会における女性委員の割合	31.4% (2021)	
県職員採用試験（大学卒業程度）からの採用者に占める女性の割合	34.9% (2021)	
県立学校教員の校長・副校長・教頭に占める女性の割合	24.3% (2022)	

警察官の総定数に占める女性警察官の割合	10.6% (2022)	
自治会長に占める女性の割合	9.9% (2021)	

※目標年度が計画期間の途中年度となっている目標値についてはその年度に到達した時点で目標値及び目標年度を見直します（以下同じ）。

施策の基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍促進

女性の活躍を促進する社会的機運を醸成するとともに、男女共同参画社会を実現するため、あらゆる分野における女性の参画を促進します。

■ 主要施策

①女性の活躍の推進

- ・神奈川にゆかりのある大企業等のトップによる「かながわ女性の活躍応援団」の取組みとして、啓発講座等により意識啓発やかながわ女性の活躍応援サポーターの参加登録拡大などを進め、女性活躍応援のための社会的ムーブメントを拡大します。
- ・総就業年数3～5年程度の女性を対象に、自身のキャリアプランを考える機会を提供するセミナーを実施し、初期キャリアの形成を支援し、キャリアアップすることのできる環境づくりを推進します。
- ・女性が開発に貢献した商品の中から優れたものを「神奈川なでしこブランド」として認定・広報することで、企業における女性の活躍等を推進します。

②女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援

- ・若い世代のデジタル関連を含めた理工系分野選択や環境分野における女性の参画を促進するなど、女性の進出が少ない分野への女性の参画を促進します。

③農業や商工業分野における女性の参画支援

- ・女性の力を発揮して農業経営を改善・発展させるため、女性の新規就農及び経営参画を促進します。
- ・商工業に携わる女性の活躍を支援します。

■ 数値目標

目標	現状値（年度）	目標値（年度）
民間事業所の女性管理職（課長相当職以上）の割合	8.7% (2021)	13.0% (2027)
参考数値	現状値（年度）	
「かながわ女性の活躍応援団」応援団員企業等からの講師派遣啓発講座等の開催件数及び受講者数	開催件数4回 受講者数759人	
大学（学部）及び大学院（修士課程、博士課程）に占める女子学生の割合（理学、工学）（全国）	—	
大学等における専門分野別教員の女性の割合（全国）	—	

施策の基本方向3 家庭・地域活動への男性の参画

男女共に仕事と家庭の責任を分かち合える社会をめざして、家事・育児、地域活動への男性の参画を促進します。

■ 主要施策

①男性の家庭・地域活動への参画促進

- ・企業等の経営層向けに、職場における意識改革・行動変革を促すセミナーを実施し、男性の家庭・地域活動への参画に向けた環境整備を図ります。
- ・各種啓発・セミナー、ウェブサイトでの情報提供を通じ、男性の家事・育児等への積極的な参画を促進します。

②長時間労働の是正と多様な働き方の促進【重点目標2（2）①再掲】

③両立支援のための取組み促進【重点目標2（2）②再掲】

④男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成【重点目標4（1）①再掲】

⑤男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供【重点目標4（1）②再掲】

■ 数値目標

目標	現状値（年度）	目標値（年度）
男性職員の育児休業等取得率※	7.5% (2020)	30% (2025)
民間事業所の男性の育児休業取得率	18.3% (2021)	2021年度より増加すること (2023)
参考数値	現状値（年度）	
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間（社会生活基本調査）	75分/日 (2016)	
事業所における子の看護休暇取得者に占める男性の割合	43.3% (2021)	
男性のボランティア活動行動者率(社会生活基本調査)	21.2% (2016)	

※ 現状値(2020)は、改定前の全任命権者（知事部局等、教育局、企業庁、警察本部）における数値、目標値(2025)は改定後の知事部局等（知事部局、企業庁、議会局、各局委員会、教育委員会（教員を除く））における数値

重点目標2

職業生活の充実と ワーク・ライフ・バランスの実現

職業生活における女性の活躍を支援しつつ、働き方改革の推進により、誰もが健康で豊かな生活のための時間が確保でき、多様で柔軟な働き方が選択できる社会をめざします。

施策の基本方向1 職業生活における活躍支援

コロナ禍においては、飲食・宿泊業等をはじめ、女性の非正規雇用労働者が多いサービス業が大きな打撃を受けたため、女性に多大な影響が生じたことを踏まえ、女性の就業をキャリア形成の視点を持って支援するとともに、育児・介護の基盤整備や就業環境の整備を行うことにより、職業生活における女性の活躍を支援します。

■ 主要施策

①女性の就業支援

- ・就職・再就職等、就業を希望する女性一人ひとりのニーズに合わせた就業支援等を実施します。
- ・再就職に必要な技術・技能を身に付けるために人手不足分野である介護分野やデジタル分野等の各種の職業訓練を実施します。

②育児等の基盤整備【重点目標4（3）①再掲】

③介護の基盤整備【重点目標4（3）②再掲】

④就業環境の整備

- ・職場における差別やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントを含む様々な労働問題の解決を図るため、各種の労働相談を実施します。
- ・男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出等を通じ、事業所における男女共同参画の取組みを促進します。

■ 数値目標

目標	現状値（年度）	目標値（年度）
25～44歳の女性の就業率（労働力調査）	76.0% (2021)	82.0% (2027)
参考数値	現状値（年度）	
「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定率	35.2% (2020)	
企業における男性と女性の所定内給与額の格差（男性=100）	75.6% (2021)	
かながわ労働センターにおけるセクシュアル・ハラスメント相談件数	156件 (2021)	
国と県が共同で運営する地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職率	48.0% (2021)	

総合職業技術校生の修了3カ月後の就職率	93.2% (2021)	
---------------------	-----------------	--

施策の基本方向2 働き方改革と多様なワークスタイルの推進

働き方改革を推し進め、テレワーク等の柔軟なワークスタイルの一層の推進をめざします。

■ 主要施策

①長時間労働の是正と多様な働き方の促進

・長時間労働を是正し、多様で柔軟な働き方ができるよう、労働環境の整備を図ります。

②両立支援のための取組み促進

・ワーク・ライフ・バランスに対する理解を促進するため、普及・啓発に取り組めます。

■ 数値目標

目標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
常用雇用者 30 人以上の事業所における 1 人平均月間の所定外労働時間	計 11.3 時間 (2021)	計 10.0 時間 (2027)
参考数値	現状値 (年度)	
週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 (就業構造基本調査)	7.7% (2017)	
県職員の部分休業、育児休業及び介護休暇の取得状況 (知事部局等)	①女性 163 人/男性 18 人 ②女性 207 人/男性 85 人 ③女性 58 人/男性 32 人 (2021)	
介護・看護を理由とする離職者数 (就業構造基本調査)	女性 27,600 人/男性 12,000 人 (2017)	
事業所における介護休業利用状況の男女比	女性 50.8% 男性 49.2% (2021)	
子ども・子育て支援に取り組む事業者の認証事業者数	559 事業者 (2021)	
朝食・夕食を家族と食べている、又は一人暮らしの方で昼食や夕食を仲間など複数で食べている「共食」の回数	①週 9 回 ②週 1 回 (2021)	
①家族 ②单身		

重点目標3

男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし

あらゆる暴力を根絶し、ひとり親家庭や高齢単身女性等、様々な困難を抱える女性等への支援や、生涯を通じた健康支援、男女共同参画の視点を踏まえた防災・復興対策等に取り組むことにより、誰もが健やかで生き生きと、安心してくらすことができる社会をめざします。

施策の基本方向1 あらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力を未然に防ぐとともに、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行います。

■ 主要施策

①配偶者等からの暴力の防止

②配偶者等からの暴力被害者への支援

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき策定した「かながわDV防止・被害者支援プラン」を着実に推進し、配偶者等からの暴力被害者への支援を行うとともに、暴力を未然に防ぐための啓発を行います。（※①②については同プランの構成事業を位置付けるものとします。）

③犯罪被害者等に対する支援

- ・関係機関や民間団体等と連携・協力し、犯罪被害者等へのきめ細やかな支援を行うとともに、性犯罪・性暴力の被害者等に対するワンストップ支援を行います。

■ 数値目標

目標	現状値（年度）	目標値（年度）
夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合	①87.7%	①～⑥2017年度より増加すること (2027)
①平手で打つ	②59.3%	
②何を言っても長時間無視し続ける	③64.1%	
③大声でどなる	④61.3%	
④生活費を渡さない	⑤23.4%	
⑤交友関係や電話を細かく監視する	⑥82.2%	
⑥いやがっているのに性的な行為を強要する	(2017)	
参考数値	現状値（年度）	
県配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数	5,410件 (2021)	
配偶者暴力防止法に基づく緊急一時保護件数	160件 (2021)	

施策の基本方向2 困難を抱えた女性等に対する支援

ひとり親家庭や高齢単身女性等、様々な困難を抱えた女性たちの自立に向けた力を高めるために各種支援を実施します。

■ 主要施策

①ひとり親家庭に対する支援

- ・就業相談、経済的支援、養育費確保支援の実施により、ひとり親家庭を総合的に支援します。

②高齢女性に対する支援

- ・就業支援や地域包括ケア体制の充実等により、高齢女性を支援します。

③障がいのある女性に対する支援

- ・就業支援や居宅生活支援等により、障がいのある女性を支援します。

④外国人女性に対する支援

- ・多言語での情報提供や多言語相談等の実施により、外国人女性を支援します。

⑤生活困窮者等の自立に向けた支援

- ・生活上の困難に直面している人が、地域において自立した生活を送ることができるよう、寄り添った支援を実施します。
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律等に基づき、関係機関及び民間団体等と協働して、困難な問題を有する女性の一時保護、自立支援等を実施します。

⑥性的マイノリティ（LGBT等）に対する支援

- ・当事者及びその家族向け交流会や性自認・性的指向に関する相談会を実施するとともに、社会的な理解促進を図るため研修等を実施します。

■ 数値目標

目標	現状値（年度）	目標値（年度）
養育費相談件数	72件 (2021)	各年度80件
参考数値	現状値（年度）	
母子・父子自立支援員による相談件数	21,883件 (2020)	
母子家庭等就業・自立支援センター事業による就業者数	41人 (2021)	
公的賃貸住宅団地（100戸以上）における地域拠点施設（高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設）併設率	37% (2019)	
県営住宅における高齢者等に配慮した住宅数（建替え・個別改善等の戸数）	24,083戸 (2021)	
「高齢者や障がい者が自立し、安心して生活できるような支援体制が整っていること」の満足度	9.6% (2021)	

災害時通訳ボランティアの登録者数	231人	
県内市町村におけるパートナーシップ制度導入実績数	26自治体 (2021)	

施策の基本方向3 生涯を通じた健やかで生き生きとした暮らしの支援

男女には生涯を通じて異なる健康上の問題が生じるため、未病の改善や性差に応じた健康支援を行うとともに、県民一人ひとりが生きがいを持って社会に参加できるよう、「人生100歳時代」に向けた取組みを進めます。

■ 主要施策

①健康に対する支援

- ・女性の未病改善に向けた普及啓発に取り組むとともに、妊娠や出産等のライフイベントや、思春期から更年期等のライフステージに応じた健康支援を行います。
- ・孤立しない地域づくりを進めるため「かながわ自殺対策計画」に基づき、総合的な対策を推進します。

②エイズ・性感染症等に対する支援

- ・エイズ・性感染症の予防に関する知識の普及・啓発に取り組むとともに、相談や検査体制の充実を図ります。

③県民が生涯にわたり輝き続けることができる「人生100歳時代」に向けた取組み

- ・一人ひとりが生涯にわたり輝き続けることができる社会を実現するため、それを支える基盤づくりや、学び直し・働き方・社会参加等の取組みを促進します。

■ 数値目標

目標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
子宮頸がん検診 (①)、乳がん検診 (②) 受診率	①47.4% ②47.8% (2019)	国の目標値が公表され 次第検討
20歳代の女性のやせの割合の減少 (県民健康・栄養調査)	14.7% (2017～2019)	2023年度の「かながわ健康プラン21」の改定に合わせて検討
自殺者の減少 (人口動態統計)	自殺死亡率人口10万対の自殺者数 15.6 (2020)	2022年度の「かながわ自殺対策計画」の改定に合わせて検討
参考数値	現状値 (年度)	
思春期から妊娠適齢期の男女を対象とした健康などに関する健康教育等参加者 (累計)	27団体 (2021)	
「こころに不安や悩みのある人がいつでも相談できるなど、自殺を防ぐ社会づくりが行われていること」の満足度	6.7% (2021)	
日ごろから健康に気をつけた規則正しい生活を心がけている人の割合	73.4% (2021)	

施策の基本方向4 防災・復興における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立及び地域防災力の向上に向けて、防災分野への女性の参画促進を行うとともに、研修体制の充実などを図ります。

■ 主要施策

防災・復興における男女共同参画の推進

- ・防災会議における女性委員の登用促進や、市町村が実施する女性消防団員の加入促進の支援など、防災分野への女性の参画を支援します。
- ・研修体制の充実や、市町村地域防災計画への助言など、防災分野における男女共同参画を推進します。

■ 数値目標

目標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
女性消防団員の割合	9.2% (2021)	10.0% (2027)

重点目標4

男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

男女共同参画社会の実現のため、根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた意識改革を行うほか、多様な選択が可能となるよう、育児・介護等の社会的な基盤整備に取り組みます。

施策の基本方向1 固定的な性別役割分担意識等の解消のための意識改革

男女共同参画社会の形成を阻む固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、意識の醸成を図ります。

■ 主要施策

①男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

- ・男女共同参画について理解を深めるため、各種啓発講座等を実施します。

②男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供

- ・男女共同参画に関する調査研究や情報発信を行うとともに、行政資料等を収集・整理し、県民の利用に供します。

■ 数値目標

目標	現状値（年度）	目標値（年度）
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」人の割合	86.1% (2021)	2021年度より増加すること (2027)
参考数値	現状値（年度）	
男女の地位の平等感（全国） ①家庭生活②職場③学校教育の場④政治の場⑤法律や制度の上⑥社会通念・慣習・しきたりなど⑦自治会やPTAなどの地域活動の場⑧社会全体	—	

施策の基本方向2 子ども・若者に向けた意識啓発

早い時期から男女共同参画への意識を育み、個性と適性に応じた人生設計を行うことができるよう、子どもや若者に対する意識啓発に取り組みます。また、教職員に対する研修や、県立学校におけるセクシュアルハラスメントの根絶等、学校現場における基盤整備を促進します。

■ 主要施策

①子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成

- ・中学生、高校生の男女共同参画意識を育むため、意識啓発のための出前講座を実施します。
- ・固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じた生き方を選択できるよ

う、ライフキャリア教育を支援します。

②学校現場における基盤整備

- ・県立学校におけるセクシュアルハラスメントの防止に取り組みます。
- ・教職員向けの男女共同参画を推進する教育についての研修を実施するなど、学校現場における男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備を図ります。

■ 数値目標

目標	現状値（年度）	目標値（年度）
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」18～29歳の人の割合	85.9% (2021)	2021年度より増加すること (2027)

施策の基本方向3 育児・介護等の基盤整備

育児・介護を理由とするやむを得ない離職をなくし、男女が共に責任を分かち合い、仕事と家庭生活の両立が可能となるよう、育児・介護等に関する福祉サービスを充実し、男女共に育児・介護等の負担の軽減を図ります。

■ 主要施策

①育児等の基盤整備

- ・「県内どこでも『待機児童ゼロ』」の達成に向けて取り組むとともに、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の整備等を進める市町村の取組みを支援します。
- ・子育て支援人材の確保育成を図るほか、放課後児童対策を充実させるなど、育児等の基盤整備を図ります。

②介護の基盤整備

- ・必要な介護サービスを身近に利用できる地域包括ケアシステムの構築や、老人福祉施設の整備、ケアラーへの支援など、介護の基盤整備を図ります。

■ 数値目標

目標	現状値（年度）	目標値（年度）
保育所等利用待機児童数	306人 (2021)	0人 (2027)
特別養護老人ホーム整備床数（累計）	39,301床 (2021)	42,147床 (2023)
参考数値	現状値（年度）	
保育士、保育教諭の数	保育士 33,066人 保育教諭 3,065人 (2020)	
かながわ子育て応援パスポートの施設数	3,600施設 (2021)	
放課後児童クラブの施設数	1,400施設 (2021)	
就学前児童の保育・幼児教育の提供	①150,855人 ②293人 ③230か所	

③認定こども園 ④幼稚園の預かり保育	④572 か所 (2021)	
訪問介護サービス供給量	17,737,560 回/年 (2020)	
小規模多機能型居宅介護サービスの利用者数	6,124 人/月 (2020)	
認知症サポート医の養成人数 (累計)	471 人 (2021)	

重点目標5

推進体制の整備・強化

市町村や民間企業等、多様な主体と協働するほか、男女の置かれた状況を的確に踏まえながら、目標の達成に向けた効果的な計画の進行管理を行います。

施策の基本方向1 多様な主体との協働

市町村、NPO、民間企業等、多様な主体と緊密に連携しながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進します。

施策の基本方向2 ジェンダー主流化とジェンダー統計の促進

ジェンダーの視点を持ってすべての政策、施策及び事業を企画・立案するジェンダー主流化と、男女の置かれている状況を客観的に把握するため、各種調査の実施に当たっては可能な限り男女別にデータを把握する、ジェンダー統計について、県庁内での促進を図ります。

■ 主要施策

- ・ジェンダー主流化とジェンダー統計の促進のため、県職員向けの啓発資料を作成し、庁内での普及を図ります。さらに、市町村における普及も進めます。

施策の基本方向3 進行管理

計画の進行管理は、共生推進本部（※）が行うこととし、各主要施策の推進を図ります。毎年度、男女共同参画推進プランの進捗状況を取りまとめ、神奈川県男女共同参画審議会（※）から評価をいただくとともに、それらの結果を公表します。

市町村の男女共同参画計画策定状況等について、いわゆる「見える化」による公表により、市町村の施策の取組みを促進します。

※共生推進本部：知事を本部長とする県庁内の意思決定機関

※神奈川県男女共同参画審議会：知事の諮問に応じて男女共同参画の重要事項等を調査・審議し、結果を報告又は知事に意見を建議する県の附属機関

■ 数値目標

目標	現状値（年度）	目標値（年度）
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率 （対象：県内 19 市・14 町村）	市 94.7% 町村 85.7% (2022)	100% (2027)